

外国公務員贈賄罪に係る規律強化に関する 報告書

令和5年3月

産業構造審議会 知的財産分科会 不正競争防止小委員会

外国公務員贈賄に関するワーキンググループ

外国公務員贈賄に関するワーキンググループの開催経緯

本ワーキンググループでは、不正競争防止法に規定されている外国公務員贈賄罪について、令和元年に実施された OECD 贈賄作業部会による第4期審査で受けた4つの優先勧告に対する制度的手当の方向性に関する検討を行った。

第1回

日時：令和4年8月1日（月） 13：30～15：30

場所：経済産業省別館2階 227各省庁共用会議室（オンライン併用）

議事：外国公務員贈賄を巡る動向について
制裁の在り方について

第2回

日時：令和4年9月14日（水） 13：30～14：40

場所：経済産業省別館3階 310各省庁共用会議室（オンライン併用）

議事：公訴時効の在り方について
法人に対する適用管轄（国外犯処罰）の在り方について

第3回

日時：令和4年10月31日（月） 13：30～14：40

場所：経済産業省別館2階 227各省庁共用会議室（オンライン併用）

議事：各論点についての議論の振り返り
各論の方向性について

第4回

日時：令和4年12月7日（水） 13：30～14：30

場所：経済産業省別館2階 227各省庁共用会議室（オンライン併用）

議事：報告書案の提示

第5回

日時：令和5年1月26日（木） 16：00～16：20

場所：WEB会議室

議事：報告書案に対する意見募集の結果について
報告書案の修正について

産業構造審議会 知的財産分科会
不正競争防止小委員会
外国公務員贈賄に関するワーキンググループ 委員

今井 猛嘉	法政大学大学院法務研究科 教授
梅津 英明	森・濱田松本法律事務所 弁護士
五味 祐子	国広総合法律事務所 弁護士
◎佐伯 仁志	中央大学大学院法務研究科 教授
曾我部 雅博	日本貿易会 法務委員会 委員長 伊藤忠商事株式会社 法務部長
西谷 祐子	京都大学大学院法学研究科 教授
和田 照子	日本経済団体連合会 国際経済本部長

敬称略（５０音順・７名）

◎：座長

オブザーバー

法務省刑事局、外務省、警察庁

内容

はじめに	1
第1章 外国公務員贈賄罪に係る規律見直しの必要性	2
第2章 自然人に対する制裁の在り方	4
2. 1 現行制度に対する第4期審査における指摘	4
2. 2 他国制度との比較	5
2. 3 我が国の他の経済犯罪との比較	7
2. 4 本WGでの議論のまとめ	8
第3章 法人に対する制裁の在り方	10
3. 1 現行制度に対する第4期審査における指摘	10
3. 2 他国制度との比較	11
3. 3 我が国の他の経済犯罪との比較	12
3. 4 本WGでの議論のまとめ	13
第4章 公訴時効の在り方	16
4. 1 現行制度に対する第4期審査における指摘	16
4. 2 他国制度との比較	17
4. 3 我が国の他の経済犯罪との比較	18
4. 4 本WGでの議論のまとめ	19
第5章 法人に対する適用管轄（国外犯処罰）の在り方	21
5. 1 現行制度に対する第4期審査における指摘	21
5. 2 本WGでの議論のまとめ	23
第6章 その他の意見	26

はじめに

不正競争防止法では、国際約束に基づく禁止行為として、「国際商取引における外国公務員に対する贈賄の防止に関する条約」（以下、「OECD 条約」という。）に基づき、外国公務員贈賄罪を規律している（同法第 21 条第 2 項第 7 号、第 18 条第 1 項）。平成 10 年に、不正競争防止法を改正し同罪を規定して以降も OECD 贈賄作業部会の相互審査等に対応する形で、順次、規律の強化をしてきたところである。

一方で、直近、令和元年に実施された第 4 期審査において、他の加盟国との比較において罰金額が低廉にとどまっていること、また、過去の事案において時効の完成により法人が起訴されなかったことがあること、更には、日本国外で日本人ではない従業員やエージェントにより行われた贈賄に対し日本企業を起訴する管轄権を有していない、といった指摘とともに、同罪に係る規律を、更に高いレベルとするよう制度的手当を行うべき、との 4 つの優先勧告を受けている。

このような状況を踏まえ、令和 4 年 5 月に取りまとめられた「デジタル社会における不正競争防止法の将来課題に関する中間整理報告」（産業構造審議会知的財産分科会不正競争防止小委員会）では、外国公務員贈賄罪の制度課題を取り上げ、国際約束の着実な履行の観点、また、我が国の腐敗防止に対する高いレベルのコミットメントを国際社会に対し発信し、国際的な議論・取組をリードするとの観点から、将来の制度的手当に向けて、継続的に議論を進めることとしている。

そこで、同中間整理を受け、不正競争防止法の外国公務員贈賄罪に関する制度課題を集中的に審議する場として、不正競争防止小委員会の下に新たに「外国公務員贈賄に関するワーキンググループ」を設置し、当該 4 つの優先勧告に対する制度的手当について検討した。

本報告書は、ワーキンググループ（以下、「本 WG」という。）での議論内容を取りまとめ、4 つの優先勧告について今後の対応事項を明らかにしたものである。

第1章 外国公務員贈賄罪に係る規律見直しの必要性

(1) OECD 贈賄作業部会における条約の履行状況の審査

OECD 条約を締結するに当たり、平成 10 年改正で外国公務員贈賄罪に係る規定が導入された後も、OECD 条約第 12 条に基づき、締約国の条約の履行状況は定期的に審査されており、日本は、これまでも当該審査で受けた優先勧告を踏まえつつ法改正を行ってきた¹。

第 4 期審査では、特定の国のニーズに合わせた執行と分野横断的な問題、及び第 3 期審査で未履行とされた勧告に焦点が当てられており、日本は、(i) 自然人に対する制裁の在り方、(ii) 法人に対する制裁の在り方、(iii) 公訴時効の在り方、(iv) 法人に対する適用管轄（国外犯処罰）の在り方、について早急に法制の見直しを求める 4 つの優先勧告を受けている。

当該 4 つの優先勧告を踏まえ、令和 2 年 1 月～7 月に「外国公務員贈賄防止に関する研究会」が開催され、令和 3 年 5 月、パブリックコメントを経て研究会報告書が公表された²。当該研究会においては、現行法制でも条約の履行義務を果たしていること、我が国刑事法制の整合性の観点から制度的手当が困難である勧告内容も含まれること等から、制度的手当については慎重な意見が多かった。

一方、OECD 贈賄作業部会は、勧告に対して適切な対応を行わない国に対しては、「被審査国が条約又は関連する法律文書を十分に実施していないため、その国の企業に対するデューデリジェンスの強化が正当化されうる」旨を忠告する声明を公表できるとする措置（Due Diligence Warning）を講じることができるとしている³。

これらの状況を踏まえ、国際約束の着実な履行の観点から、優先勧告を履行する方策について検討を進める必要がある。

(2) 国際枠組における贈賄防止への関心の高まり

一方、下記に示すように、国際枠組である G20 及び IPEF において、腐敗防止を含む地域の公正な競争環境整備が求められているところ、我が国の腐敗防止に対するコミットメントを国際社会に発信し、国際的な議論・取組をリードする

¹ 平成 13 年には、適用除外規定の削除及び外国公務員等の定義の拡大に関する法改正が行われた。平成 16 年には、条約加盟各国の動向等を踏まえ、国民の国外犯処罰を導入する法改正が行われた。平成 17 年には、自然人に対する罰則の水準を引き上げる法改正が行われた。

² 「外国公務員贈賄防止に関する研究会 報告書」

https://www.meti.go.jp/shingikai/economy/anti_bribery/pdf/20210512_1.pdf

³ 「OECD ANTI-BRIBERY CONVENTION PHASE 4 MONITORING GUIDE」26 頁
<https://www.oecd.org/daf/anti-bribery/Phase-4-Guide-ENG.pdf>

観点から、OECD 贈賄作業部会から受けた優先勧告を踏まえて、外国公務員贈賄罪に係る規律を見直す必要がある。

G20 ローマ首脳宣言（令和 3 年 11 月 1 日）

（仮訳・抜粋）

G20 諸国が、外国公務員に対する贈賄を含む贈収賄を犯罪化する関連する義務を遵守するために、規制及び法律を適合させ、国内外の贈収賄を効果的に防止、発見、捜査、起訴及び制裁するための取組を強化することを確保する。

繁栄のためのインド太平洋経済枠組み（IPEF）に関する声明（令和 4 年 5 月 23 日）

（仮訳・抜粋）

税・腐敗防止：我々は、インド太平洋地域における租税回避及び腐敗を抑制するために、既存の多国間の義務、基準、及び協定に沿った、効果的で強固な税制、マネーロンダリング防止、及び贈収賄防止制度を制定し、施行することにより、公正な経済を促進することにコミットする。

第2章 自然人に対する制裁の在り方

2. 1 現行制度に対する第4期審査における指摘

(1) 現行制度

不正競争防止法（以下、「不競法」という。）第21条第2項第7号は、外国公務員等に対する不正の利益の供与等を行った者について、5年以下の懲役若しくは500万円以下の罰金に処し、又はこれを併科することを規定している。

平成17年改正による罰則引上げ後⁴に外国公務員贈賄罪が適用された事案は、把握している限りでは、令和4年5月時点で以下のとおりとなっており、自然人に対しては罰金100万円（略式起訴）、懲役3年（執行猶予4年）が最高となっている。なお、5～8番については、第4期審査後の事案である。

表1 外国公務員贈賄罪が適用された事案（令和4年5月時点）

＜現行法が適用された事案＞

（出典）「外国公務員贈賄防止指針（令和3年5月改訂版）」を基に作成

	事件名	判決日	利益供与（約束）額	制裁等
1	ベトナム公務員に対する不正利益供与	2009/1 2009/3	60万米ドル（約7,980万円）、 20万米ドル（約2,660万円） ※1ドルあたり133円換算とする。	被告人4名に、懲役2年6月、懲役2年、懲役1年6月、懲役1年8月（それぞれ執行猶予3年）、被告会社に7,000万円の罰金
2	中国の地方政府幹部に対する不正利益供与	2013/10	42万円相当及び女性用バッグ（14万円相当）	50万円の罰金
3	インドネシア、ベトナム及びウズベキスタンにおける日本の円借款事業を巡る不正利益供与	2015/2	越：約7,000万円 尼：2,000万円相当 ウズベキスタン：5,477万円相当	被告人3名に、懲役2年（執行猶予3年）、 懲役3年（執行猶予4年） 、懲役2年6月（執行猶予3年）、被告会社に9,000万円の罰金
4	タイ王国公務員に対する不正利益供与	2019/3 2019/9	3,993万円相当	被告人2名に懲役1年6月（執行猶予3年）、被告人1名に懲役1年4月（執行猶予3年）
5	在福岡ベトナム総領事館領事に対する不正利益供与	2019/12	15万円	50万円の罰金
6	ベトナム税関職員に対する不正利益供与	2020/1	735万円	100万円の罰金
7	在大阪ベトナム総領事館領事に対する不正利益供与及びその約束	2020/6	供与及びその約束： 各10万円	50万円の罰金
8	在大阪ベトナム総領事館領事に対する不正利益供与の約束	2020/7	14万円	50万円の罰金

(2) 第4期審査における指摘と勧告内容

第4期審査報告書では、以下の点を踏まえ、日本の法定刑（罰金額）は、OECD条約第3条で求める「効果的で、均衡がとれたかつ抑止力のある」刑罰となっていないことを指摘している。

- ・ 実際の事案における罰金額が他国と比べて低額に留まっている。
- ・ 不競法で規定される営業秘密侵害罪に対して外国公務員贈賄罪より高い制

⁴ 自然人に対する罰則について、3年以下の懲役又は300万円以下の罰金（併科なし）から、5年以下の懲役又は500万円以下の罰金（併科あり）に引き上げられた。

裁が科される。

- ・ 懲役刑と罰金刑が併科されたケースがない。
- ・ いずれも懲役刑が執行猶予付になっている。

上記の指摘を踏まえ、第4期審査では、以下の優先勧告 12(a)⁵を受けている。

勧告 12(a)：

(仮訳)

12. 制裁及び没収について、作業部会は日本に対して以下を勧告する。

- a. 外国公務員贈賄で有罪となった自然人に対する法定の罰金額の上限を十分に引き上げる法律を制定すること。

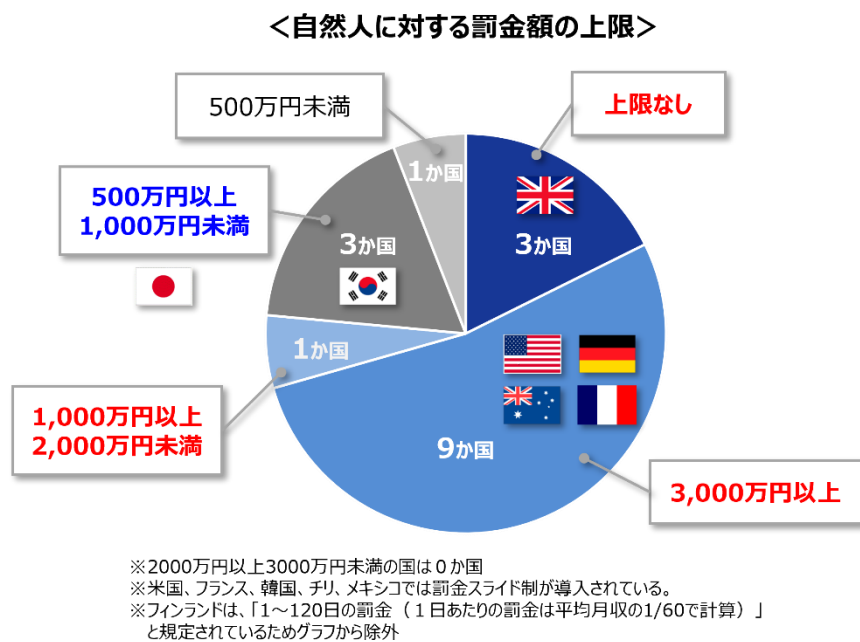
本 WG では、当該勧告を契機に、他の経済犯罪や諸外国の外国公務員贈賄罪の法定刑との比較を踏まえ、法定刑の引上げを含めた制裁の在り方について検討した。

2. 2 他国制度との比較

条約が締約国間においてとられる措置の間の同等性を達成することを目的としているところ、日本を除く第4期審査が終了した 18 か国において、自然人に対する罰金額の上限は 1,000 万円以上の国が多数であり、拘禁刑の長期は 10 年以上である国が最多である。したがって、日本の自然人に対する制裁は、他国と比較して高い水準にあるとはいえない。

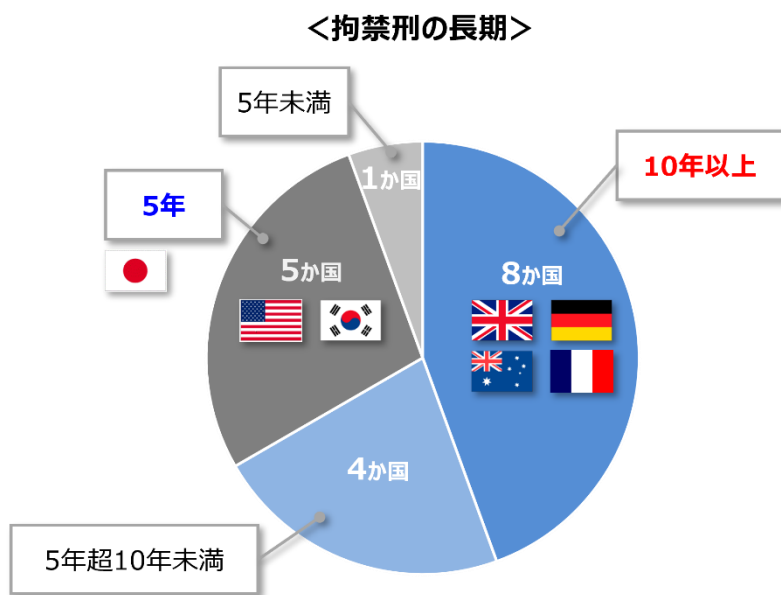
⁵ 勧告の原文は以下のとおり。

12. Regarding sanctions and confiscation, the Working Group recommend that Japan:
a. Enact legislation to substantially increase the statutory maximum fine for natural persons convicted of foreign bribery.



（出典）2022年7月末時点の各国審査報告書を基に作成。なお、133円/米ドル、141円/ユーロ、0.11円/ウォン、95円/豪ドルとして換算。

図1 日本を除く第4期審査が終了した18か国における自然人に対する罰金額の上限



（出典）2022年7月末時点の各国審査報告書を基に作成。

図2 日本を除く第4期審査が終了した18か国における自然人に対する拘禁刑の長期

表2 主要国の自然人に対する法定刑

	日本	アメリカ※1	イギリス※2	ドイツ※3	韓国※4	オーストラリア※5	フランス※6
法律	不正競争防止法	海外腐敗行為防止法 (FCPA)、刑法	贈収賄防止法 (UKBA)	刑法	国際商取引における外国公務員に対する賄賂防止法 (FBPA)	刑法典 (CCA1995)	刑法
自然人 罰金額	500万円以下	25万ドル以下 (25万ドル = 約3,300万円)	上限なし	(i) 1,080万ユーロ以下 (ii) 1,080万ユーロ以下 (iii) 罰金なし (1,080万ユーロ = 約15.2億円)	5,000万ウォン以下 (5,000万ウォン = 約550万円)	210万豪ドル以下 (210万豪ドル = 約2億円)	100万ユーロ以下 (100万ユーロ = 約1.4億円)
スライド制	—	違反によって得た不正な利益又は損失の2倍以下	—	—	得られた金銭的利益が1,000万ウォンを超える場合、その利益の額（金銭的利益が贈賄額より少ないか計算できない場合は贈賄額の2～5倍） (1,000万ウォン = 約110万円)	—	犯罪収益の2倍以下
拘禁刑	5年以下	5年以下	10年以下	(i) 2年以下 (ii) 3月以上5年以下 (iii) 1年以上10年以下	5年以下	10年以下	10年以下

※1 A Resource Guide to the U.S. Foreign Corrupt Practices Actを基に作成

なお、133円/米ドル、141円/ユーロ、0.11円/ウォン、95円/豪ドルとして換算

※2 第3期対英審査報告書を基に作成

※3 第3期対独審査報告書を基に作成 (i) 「深刻でない」 ("less serious") 事案、(ii) 「深刻な」 ("serious") 事案、(iii) 「特に深刻な」 ("especially serious") 事案

※4 第4期対韓審査報告書及び第4期フォローアップ審査報告書を基に作成

※5 第4期対豪審査報告書を基に作成

※6 第4期対仏審査報告書を基に作成

2. 3 我が国の他の経済犯罪との比較

我が国の他の経済犯罪には自然人に対する罰金額の上限が1,000万円～3,000万円、懲役刑の長期が10年であるものが存在する。特に、平成17年改正にて外国公務員贈賄罪の自然人に対する罰則が強化されて以降、経済犯罪である不競法の営業秘密侵害罪（平成18年改正、平成27年改正）、金融商品取引法（平成18年改正）、外為法（平成29年改正）、所得税法（平成22年改正）等は自然人に対する罰則が強化されており、これらの経済犯罪の罰則と比べると外国公務員贈賄罪の罰則は低くなっている。

表3 自然人に対する法定刑に関する他の経済犯罪との比較

	不正競争防止法	刑法	独占禁止法	会社法	金融商品取引法	外為法	所得税法 法人税法	特許法
犯罪行為	外国公務員贈賄等 営業秘密侵害	贈賄	私的独占又は不当な取引制限	取締役等の特別背任 取締役等の贈収賄 株主の権利の行使に関する利益供与	有価証券報告書等の虚偽記載 財産上の利益を得る目的で、相場操作等の行為を行い、変動または固定させた相場による有価証券等の取引	輸出許可取得義務違反	脱税（申告納税）	特許権侵害
罰金額	500万円以下	250万円以下	500万円以下	取締役等の贈収賄 500万円以下 贈収賄 300万円以下	1,000万円以下	3,000万円以下	（最高） 1,000万円以下	1,000万円以下
拘禁刑	5年以下	3年以下	5年以下	取締役等の贈収賄 5年以下 贈収賄 3年以下	10年以下	（最長） 10年以下	（最長） 10年以下	10年以下

表 4 経済犯罪における自然人に対する罰則の引上げの動向

法律	改正前	改正後
不正競争防止法 平成17年改正（外国公務員贈賄罪）	3年以下の懲役又は300万円以下の罰金（併科なし）	5年 以下の懲役又は 500万円 以下の罰金
不正競争防止法 平成18年改正（営業秘密侵害罪）	5年以下の懲役又は500万円以下の罰金	10年 以下の懲役又は 1,000万円 以下の罰金
不正競争防止法 平成27年改正（営業秘密侵害罪）	10年以下の懲役又は1,000万円以下の罰金	10年以下の懲役又は 2,000万円 以下の罰金 （海外重罰） 10年以下の懲役又は 3,000万円 以下の罰金
外為法 平成29年改正 （大量破壊兵器関連貨物・技術の無許可取引）	10年以下の懲役又は1,000万円以下の罰金 （目的物の価格の5倍が上限額を超えるときは、当該価格の5倍以下）	10年以下の懲役又は 3,000万円 以下の罰金 （目的物の価格の5倍が上限額を超えるときは、当該価格の5倍以下）
金融商品取引法 ^{※1} 平成18年改正 （有価証券届出書等の虚偽記載、相場操縦行為）	5年以下の懲役又は500万円以下の罰金	10年 以下の懲役又は 1,000万円 以下の罰金
所得税法 平成22年改正 （脱税犯）	5年以下の懲役又は500万円以下の罰金	10年 以下の懲役又は 1,000万円 以下の罰金

※1 改正前の名称は、証券取引法

2. 4 本 WG での議論のまとめ

（1）本 WG での主な意見

国際協調や腐敗防止の観点や、諸外国制度及び他の国内経済犯罪との比較の観点から、以下の意見が得られた。

- ・ 日本としても、国際的に各国と協調して、腐敗防止に取り組むという姿勢を示して、企業の国際競争力もしっかり確保するという観点から議論するのであれば、引上げは可能ではないか。
- ・ 他国の制度や日本国内の他の経済刑法における罰則とのバランスを考えれば、OECD の勧告もあるということで、制裁強化の理屈はあるのではないかと。
- ・ 国際競争秩序の維持に加えて、腐敗防止という点が重要であり、外国の腐敗した政権と癒着して多額の贈賄をしている場合など、現行の法定刑では十分ではないケースも想定され得る。そのような「特に重大な場合」⁶を念頭において、法定刑を引き上げるという説明は可能ではないか。

一方、営業秘密侵害罪との比較や、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（以下、「独禁法」という。）との比較において、以下の点について検討が必要である旨の意見があった。

- ・ 営業秘密侵害罪は財産犯的な性格が強く、それとの単純な比較は難しいので

⁶ 例えば、ドイツの刑法では、法定刑を「特に重大（深刻）な場合（especially serious）」、「重大（深刻）な場合（serious）」、「重大（深刻）でない場合（less serious）」に分けて、法定刑が規定されている。

はないか。

- ・ 営業秘密侵害罪の海外重罰の考え方を外国公務員贈賄罪に当てはめることは難しいのではないか。
- ・ 自然人に対する法定刑を引き上げた場合、独禁法とのバランスを欠くのではないか。

これらの意見に対しては、外国公務員贈賄罪の保護法益である国際的な競争秩序の維持や外国公務員贈賄罪に固有の特殊性の観点から、以下の意見があった。

- ・ 外国公務員贈賄は、当該外国の市場の経済取引をゆがめるという性質が非常に強く、日本人あるいは日本企業が、他国の市場機能を侵害するような影響力を行使する。
- ・ 外国公務員贈賄は当該外国の行政をゆがめ、その結果として、人権や環境、行政サービスに悪影響を与える。

また、以下のとおり、外国公務員贈賄罪は、独禁法における私的独占又は不当な取引制限よりも利欲犯的な性格が強い場合があり得るとの意見もあった。

- ・ 贈賄の行為者が法人の代理人（自然人）である場合、当該代理人には例えば贈賄行為により成立した契約等に見合った利益が支払われることが想定され、代理人については利欲犯的な性格が強い場合があり得ることから、独禁法の自然人処罰よりも重い刑を科す必要性があるのではないか。

（２）制度的手当の方向性

以上の議論から、外国公務員贈賄罪の保護法益と特殊性の観点を踏まえ、諸外国の制度及び他の国内経済犯罪とのバランスを考慮しながら、自然人に対する罰金額の上限及び懲役刑の長期を、以下のとおり引き上げる法改正が適切である。

- ・ 自然人に対する罰金額の上限を 1,000 万円～3,000 万円、懲役刑の長期を 5 年超～10 年に引き上げる。

また、引き上げの具体的な内容は、本 WG での議論を踏まえた政府内での検討を経て決定することが相当である。

第3章 法人に対する制裁の在り方

3. 1 現行制度に対する第4期審査における指摘

(1) 現行制度

不競法第22条第1項第3号は、法人の代表者又は法人等の使用人等が法人の業務に関し、外国公務員等に対する不正の利益の供与等を行った場合には、行為者を罰するほか、法人に対して3億円以下の罰金を科すことを規定している。

平成10年に不競法上に外国公務員贈賄罪が創設されて以降、外国公務員贈賄罪で両罰規定が適用された事案は、把握している限りでは、令和4年5月時点で以下のとおりであり、法人に対して科された罰金刑は9,000万円が最高額となっている。

表5 外国公務員贈賄罪で両罰規定が適用された事案（令和4年5月時点）

（出典）「外国公務員贈賄防止指針（令和3年5月改訂版）」を基に作成

	事件名	判決日	利益供与（約束）額	制裁等
1	ベトナム公務員に対する不正利益供与	2009/1 2009/3	60万米ドル（約7,980万円）、20万米ドル（約2,660万円） ※1ドルあたり133円換算とする。	被告人4名に対し、 日本に本店を置く株式会社の元社長 に懲役2年6月、 元取締役 に懲役2年、元ハノイ事務所長に懲役1年6月、 元常務 に懲役1年8月（それぞれ執行猶予3年）、 被告会社に7,000万円の罰金
2	インドネシア、ベトナム及びウズベキスタンにおける日本の円借款事業を巡る不正利益供与	2015/2	越：約7,000万円 尼：2,000万円相当 ウズベキスタン：5,477万円相当	被告人3名に対し、 日本に本店を置く株式会社の元社長 に懲役2年（執行猶予3年）、 元国際部長 に懲役3年（執行猶予4年）、 元経理担当取締役 に懲役2年6月（執行猶予3年）、 被告会社に9,000万円の罰金

(2) 第4期審査における指摘と勧告内容

第4期審査報告書では、以下の点が指摘されている。

- 法人に対する罰金額の上限は、①日本の他の経済犯罪（例えば営業秘密侵害罪）に対する刑事罰と比べても、また、②他国の罰金額と比べても、低額にとどまっている。
- 訪日審査の過程で民間の参加者から以下のコメントが得られた。
 - 独禁法や金融商品取引法等と比べて罰金額が低額。これが、企業が腐敗防止対策を真摯に実施しないことの1つの理由となっている。
 - FCPA（米国）や UKBA（英国）と比べて罰金額が低額であることから、企業は、国内法より他国の法令を意識している（ただし、レピュテーションリスクに鑑みれば現状の罰金額で十分との指摘もある。）。

上記の指摘を踏まえ、第4期審査では、以下の優先勧告 15(a)⁷を受けている。

勧告 15(a)：

(仮訳)

15. 法人への制裁について、作業部会は日本に対して以下を勧告する。

a. 大規模な汚職事案においても、科される罰金が効果的で、均衡がとれ、かつ抑止力のあるものであることを確保するために、法定刑の上限を引き上げること、又はより高い罰金を科することができる他の根拠（例えば贈賄額や取得した不法利益額）を提供すること。

本 WG では、当該勧告を契機に、他の経済犯罪や諸外国の外国公務員贈賄罪の法定刑との比較を踏まえ、法定刑の引上げを含めた制裁の在り方を検討した。

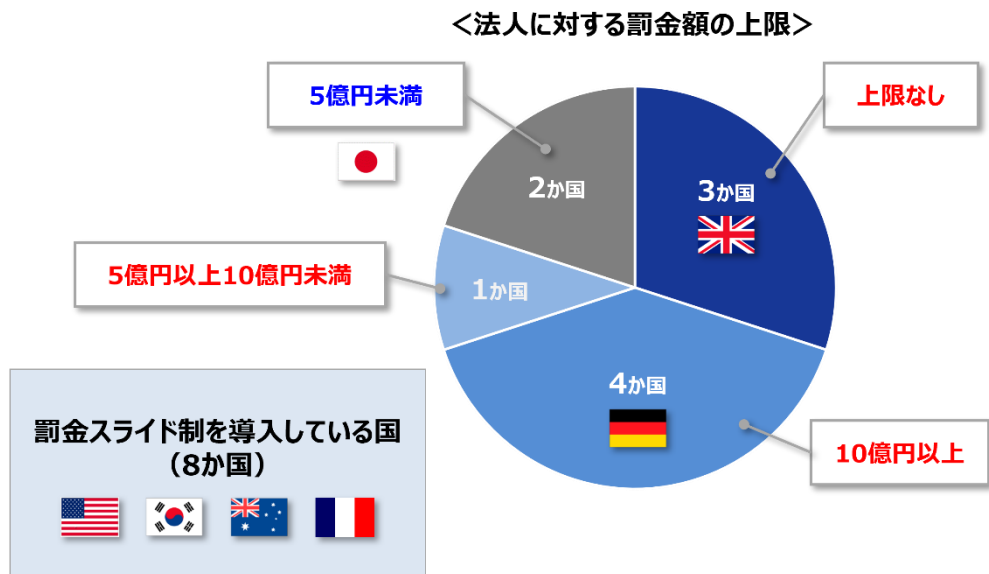
3. 2 他国制度との比較

条約が締約国間においてとられる措置の間の同等性を達成することを目的としているところ、法人に対する罰金額の上限を、第4期審査が終了した 18 か国（日本を除く）のうち罰金スライド制⁸を導入していない国 10 か国と比較すると、罰金額の上限が 5 億円以上である国が多数である。

⁷ 勧告の原文は以下のとおり。

15. Regarding sanctions for legal persons, the Working Group recommend that Japan:
a. Raise the statutory maximum, or provide alternative grounds to impose higher fines, for example the amount of the bribe given or the unlawful benefit obtained, that can be imposed to ensure that the fine imposed will be effective, proportionate and dissuasive even in large-scale corruption cases.

⁸ 商取引額や不当利得の額等をベースとして罰金額の上限額を規定する制度であり、罰金刑の定額の上限額を超える罰金を科することができる。



(出典) 2022年7月末時点の各国審査報告書を基に作成。なお、133円/米ドル、141円/ユーロ、0.11円/ウォン、95円/豪ドルとして換算。

図3 日本を除く第4期審査が終了し罰金スライド制を導入していない10か国の内訳

表6 主要国の法人に対する法定刑

	日本	アメリカ※1	イギリス※2	ドイツ※3	韓国※4	オーストラリア※5	フランス※6
法律	不正競争防止法	海外腐敗行為防止法 (FCPA)、刑法	贈収賄防止法 (UKBA)	秩序違反法	国際商取引における外国公務員に対する賄賂防止法 (FBPA)	刑法典 (CCA1995)	刑法
法人 罰金額・過料	3億円以下	200万ドル以下 (200万ドル＝約2億6,600万円)	上限なし	故意である場合 1,000万ユーロ以下 (1,000万ユーロ＝約14.1億円) なお、過失の場合、500万ユーロ以下 (過料)	10億ウォン以下 (10億ウォン＝約1.1億円)	2,100万豪ドル以下 (2,100万豪ドル＝約20億円)	500万ユーロ以下 (500万ユーロ＝約7億500万円) なお、再犯の場合、1,000万ユーロ以下
スライド制	—	違反によって生じた不正な利益又は損失の2倍以下	—	—	得られた金銭的利益が5億ウォンを超える場合、その利益の額 (金銭的利益が贈賄額より少ないか計算できない場合は贈賄額の2～5倍) (5億ウォン＝約5,500万円)	法人およびその関連法人が直接的または間接的に得た利益のうち、犯罪を構成する行為に合理的に起因するものの価値を裁判所が判断できる場合、その利益の価値の3倍以下 裁判所が価値を判断できない場合、法人の年間売上高の10%以下	犯罪収益の10倍以下

なお、133円/米ドル、141円/ユーロ、0.11円/ウォン、95円/豪ドルとして換算

※1 A Resource Guide to the U.S. Foreign Corrupt Practices Actと18 U.S. Code § 3571を基に作成

※2 第3期対英審査報告書を基に作成

※3 第4期対独審査報告書を基に作成

※4 第4期対韓審査報告書及び第4期フォローアップ審査報告書を基に作成

※5 第4期対豪審査報告書を基に作成

※6 第4期対仏審査報告書を基に作成

3. 3 我が国の他の経済犯罪との比較

法人に対する罰金額の上限について他の経済犯罪と比較すると、外国公務員贈賄罪の法人に対する罰金額の上限は、法人処罰の規定を有する他の経済犯罪と比較して、高い水準にあるとはいえない。

また、外国公務員贈賄罪の法人に対する罰金額の上限について、平成10年改正では、条約上の義務に的確に対応するために当時の刑事法制で最も重い部類

に属する「3億円以下」とした背景があるところ、平成10年改正以降に他の経済犯罪の罰金額の引上げが順次なされてきた結果、現時点の外国公務員贈賄罪の法人に対する罰金刑の水準は、必ずしも最も重い部類に属するとはいえない。

表7 法人に対する法定刑に関する他の経済犯罪との比較

	不正競争防止法	刑法	独占禁止法	会社法			金融商品取引法		外為法	所得税法 法人税法	特許法	
犯罪行為	外国公務員贈賄・その他、営業秘密侵害以外の不正競争違反	営業秘密侵害	贈賄	私的独占又は不当な取引制限	取締役等の特別責任	取締役等の贈収賄	株主の権利の行使に関する利益供与	有価証券報告書等の虚偽記載	財産上の利益を得る目的で、相場操作等の行為を行い、変動または安定させた相場による有価証券等の取引	輸出許可取得義務違反	脱税（申告納税）	特許権侵害
罰金額	3億円以下	5億円以下 （海外重罰） 10億円以下	—	5億円以下	—	—	—	7億円以下	7億円以下	（最高） 10億円以下	（最高） 1,000万円以下	3億円以下
スライド制	—	—	—	—	—	—	—	—	—	違反行為の目的物の価格の5倍が上記上限を超えている場合、目的物の価格の5倍以下	情状により、1,000万円を超えその免れた所得税の額又は還付を受けた所得税の額に相当する金額以下（法人税も同様）	—

表8 経済犯罪における法人に対する罰則の引上げの動向

法律	改正前	改正後（導入時）
不正競争防止法 平成10年改正（外国公務員贈賄罪）	—	3億円以下の罰金
不正競争防止法 平成17年改正（営業秘密侵害罪）	—	1億5,000万円以下の罰金
不正競争防止法 平成18年改正（営業秘密侵害罪）	1億5,000万円以下の罰金	3億円以下の罰金
不正競争防止法 平成27年改正（営業秘密侵害罪）	3億円以下の罰金	5億円以下の罰金 (海外重罰) 10億円以下の罰金
外為法 平成29年改正 (大量破壊兵器関連貨物・技術の無許可取引)	1,000万円以下の罰金 (目的物の価格の5倍が上限額を超えときは、当該価格の5倍以下)	10億円以下の罰金 (目的物の価格の5倍が上限額を超えときは、当該価格の5倍以下)
金融商品取引法 ^{※1} 平成18年改正 (有価証券届出書等の虚偽記載、相場操縦行為)	5億円以下の罰金	7億円以下の罰金
所得税法 平成22年改正 (脱税犯)	500万円以下の罰金	1,000万円以下の罰金

※1 改正前の名称は、証券取引法

3. 4 本WGでの議論のまとめ

(1) 本WGでの主な意見

法定刑の引上げ、罰金スライド制の導入、行政罰の導入の観点から、以下の意見があった。

① 法定刑の引上げについて

自然人の法定刑の引上げに関する上記 2. 4 の議論は、法人の法定刑の引上げについても妥当するものであるとの意見があった。すなわち、国際協調や腐敗防止の観点や、諸外国制度及び他の国内経済犯罪との比較の観点から、法人に対する法定刑の引上げは可能であるという意見があった一方、営業秘密侵害罪との比較に当たって検討が必要である旨の意見があった。また、法人に対する法定刑について、外国公務員等を買収するような形で腐敗に手を染めて利益を上げる会社に対して十分に罰則を科さない場合に、日本企業同士の競争もゆがむ可能性が生じる、との意見があった。

② 罰金スライド制の導入について

罰金スライド制の導入については、以下の意見があった。

- ・ 何が不正の利益になるのか、不当な利得は何なのかということについて、必ずしも定義や評価が確定できておらず、実際にこの制度が入った場合に、運用が恣意的に行われるといった懸念がある。また、実際にどのような罰金が科されるか分からないし、抑止効果についても不明ではないか。
- ・ 罰金スライド制の不正の利益の計算が難しいことは、導入しないことの強い根拠にならないのではないか。
- ・ 罰金スライド制は、日本においては、外為法、所得税法、法人税法等で導入されているが、まだ一般的ではない。
- ・ 罰金スライド制は、日本では一般的な制度ではなく別途検討が必要である。

③ 行政罰の導入について

法人に対する罰則として、刑事罰に加えて行政罰を導入する可能性についての指摘があったが、導入については別途検討を要する点が多いことに鑑みて、本 WG での具体的な検討対象とはしなかった。

(2) 制度的手当の方向性

以上の議論から、自然人についての法定刑の引上げ同様、外国公務員贈賄罪の保護法益と特殊性の観点を踏まえ、諸外国制度及び他の国内経済犯罪とのバランスを考慮しながら、法人に対する罰金額の上限を以下のとおり引き上げる法改正が適切である。

- ・ 法人に対する罰金額の上限を 5 億円～10 億円に引き上げる。

また、引上げの具体的な内容は、本 WG での議論を踏まえた政府内での検討を

経て決定することが相当である。

第4章 公訴時効の在り方

4. 1 現行制度に対する第4期審査における指摘

(1) 現行制度

不競法第21条第2項第7号は、外国公務員等に対する不正の利益の供与等を行った者に対する懲役刑の長期が5年であると規定している。

ここで、公訴時効期間は、刑事訴訟法（以下、「刑訴法」という。）第250条第2項により懲役刑の長期を基準として定められており、具体的には以下のとおりである。

- ・ 長期15年未満の懲役又は禁錮に当たる罪については7年（刑訴法第250条第2項第4号）
- ・ 長期10年未満の懲役又は禁錮に当たる罪については5年（刑訴法第250条第2項第5号）
- ・ 長期5年未満の懲役若しくは禁錮又は罰金に当たる罪については3年（刑訴法第250条第2項第6号）

刑訴法の上記規定によれば、懲役刑の長期が5年である罪について、自然人の公訴時効期間は5年であることから、外国公務員贈賄罪に対する自然人の公訴時効期間は5年である。

また、不競法第22条第3項は、外国公務員贈賄罪に係る第21条第2項の違反行為につき、法人に罰金刑を科する場合における時効の期間は、当該規定の罪についての時効の期間による旨を規定していることから、外国公務員贈賄罪に対する法人の公訴時効期間も5年である。

なお、仮に、「第2章 自然人に対する制裁の在り方」で提言したとおり、懲役刑の長期が10年に引き上げられると、結果として、自然人及び法人の時効期間は7年となる。

また、自然人に対する公訴時効は、犯人が国外にいる又は逃げ隠れている場合、その期間は停止するが、自然人に対する公訴時効と連動して、法人に対する公訴時効は停止しない。

(2) 第4期審査における指摘と勧告内容

第4期審査報告書では、以下の点が指摘されている。

- ・ 外国公務員贈賄罪に関する公訴時効期間は5年となっているところ、被疑者が、国外にいる場合には時効の進行が停止されるが、捜査の開始や捜査共助要請の発出によっては時効の進行は停止しない。

- ・ 他の経済犯罪（有価証券報告書等の虚偽記載、横領罪、法人税法違反等）に関する時効期間は、7年のものがある。
- ・ 第3期以降、10件の外国公務員贈賄事案で、時効の制約によって捜査・訴追が妨げになったことが明らかになっている。6件は捜査開始がなされない状態で時効が完成したケースだが、残る4件は捜査に着手していたにもかかわらず時効が完成したもの。
- ・ 法執行機関にとって正式の捜査開始の遅れ（例えばMLA（捜査共助）の要請をしたにもかかわらず相手国側で捜査が開始されない等）等も考えられるところ、時効の延長や捜査の間公訴時効を停止するといった措置を検討すべきではないか。
- ・ 少なくとも1件の外国公務員贈賄事案で、時効の完成により法人が起訴されなかった。

上記の指摘を踏まえ、第4期審査では、以下の優先勧告 7(c)⁹を受けている。

勧告 7(c)：

（仮訳）

7. 外国公務員贈賄の捜査及び訴追について、作業部会は日本に対して以下を勧告する。

c. 外国公務員贈賄の効果的な訴追を確保するために外国公務員贈賄罪の公訴時効期間を適当な期間に延長するために必要な措置をとること、又は同様の目的を達成するために捜査の間公訴時効を停止する手段を導入すること。

本WGでは、我が国の刑事法制との整合性や自然人に対する制裁の在り方の検討を踏まえつつ、どのような解決策が考えられ得るかについて検討した。

4. 2 他国制度との比較

自然人に対する公訴時効期間を、令和4年7月末時点の各国審査報告書を基に、日本を除く第4期審査が終了した18か国と比較すると、制限なしが2か国、7年超が11か国、5年超7年以下が2か国であり、日本より公訴時効期間が長い国が15か国存在する。また、法人に対する公訴時効期間を当該18か国と比

⁹ 勧告の原文は以下のとおり。

7. Regarding the investigation and prosecution of foreign bribery, the Working Group recommend that Japan:

c. Take urgent steps to further extend the statute of limitations for the foreign bribery offence to an appropriate period to ensure the effective prosecution of the foreign bribery offence or to introduce the possibility to suspend the limitation period during the investigation with the aim of achieving the same goal.

較すると、そのうち不明な国が9か国あるため、判明した国に限られるものの、制限なしが3か国、7年超が2か国、5年超7年以下が1か国であり、日本より長い国が6か国存在する。

以下の表は、代表的な例として、アメリカ、イギリス、ドイツ及び韓国の制度をまとめたものである。アメリカでは、自然人及び法人に対する公訴時効期間が5年（贈賄禁止条項違反の場合）であるが、外国の証拠を得るために3年を超えない範囲で、政府は裁判所に時効の停止命令を求めることができる。また、ドイツでは、自然人及び法人に対する公訴時効期間が5年であるが、中断や停止により、10年まで延長することができる。

表9 公訴時効に関する他国制度との比較

	日本	アメリカ ^{※1}	イギリス ^{※2}	ドイツ ^{※3}	韓国 ^{※4}
					
拘禁刑	5年以下	5年以下	10年以下	(最長) 1年以上 10年以下	5年以下
自然人 時効期間	5年	5年 (贈賄禁止条項違反の場合)	無制限	5年	7年
法人 時効期間	5年	5年 (贈賄禁止条項違反の場合)	無制限	5年	7年
時効の中断/停止	●自然人 【停止】 ・公訴の提起による停止 ・犯人が国外にいる又は逃げ隠れている場合、その期間は停止 ●法人 自然人に係る時効の停止に連動して停止する規定なし	●自然人・法人 【停止】外国の証拠を得るために3年を超えない範囲で、政府は裁判所に時効の停止命令を求めることができる。 DOJに協力する企業・個人が時効延長合意 (tolling agreement) を締結することがある。	—	●自然人・法人 中断や停止により、10年まで延長可 【中断】被疑者の取調べ、裁判官による捜索命令、押収命令、勾留命令等、公訴の提起、公判の開始等 【停止】公判手続が停止されている場合など、法律上、訴追を開始・続行することができない期間、進行が停止	●自然人 【停止】 ・公訴の提起による停止 ・犯人が刑罰を免れる目的で国外に滞在している間は停止 ●法人 自然人に係る時効の停止に連動して停止する規定なし

※1 A Resource Guide to the U.S. Foreign Corrupt Practices Act及び第4期対米審査報告書を基に作成

※2 THE BRIBERY ACT 2010 Guidance及び「凶悪・重大犯罪の公訴時効の在り方について～当面の検討結果の取りまとめ～」(法務省、平成21年3月31日)を基に作成

※3 第3期・第4期対独審査報告書及び「凶悪・重大犯罪の公訴時効の在り方について～当面の検討結果の取りまとめ～」(法務省、平成21年3月31日)を基に作成

※4 第4期対韓審査報告書及びフォローアップ審査報告書、国際商取引における外国公務員に対する賄賂防止法(2021.10改正、2022.1施行)及び刑事訴訟法を基に作成

4. 3 我が国の他の経済犯罪との比較

外国公務員贈賄罪の懲役刑の長期は5年、すなわち時効期間が5年であるのに対し、他の経済犯罪では、懲役刑の長期が10年、すなわち時効期間が7年であるものが存在する。

表 10 公訴時効に関する他の経済犯罪との比較

	不競法	刑法					独占 禁止法	会社法			金融商品取引法		外為法	所得税法 法人税法	
犯罪行為	外国公務員贈賄を含む、営業秘密侵害以外の不競法違反	営業秘密侵害	贈賄	詐欺	背任	横領	私的独占又は不当な取引制限	取締役等の特別背任	取締役等の贈収賄	株主の権利の行使に関する利益供与	有価証券報告書等の虚偽記載	相場操作等の行為を行い、変動または安定させた相場による有価証券等の取引	輸出許可取得義務違反	脱税（申告納税）	
拘禁刑の長期		5 年	10 年	3 年	10 年	5 年	5 年	5 年	10 年	収賄: 5 年 贈賄: 3 年	3 年	10 年	10 年	(最長) 10 年	(最長) 10 年
公訴時効期間		5 年	7 年	3 年	7 年	5 年	5 年	5 年	7 年	収賄: 5 年 贈賄: 3 年	3 年	7 年	7 年	7 年	7 年
法人	5 年	7 年	—	—	—	—	5 年	—	—	—	7 年	7 年	7 年	7 年	

4. 4 本 WG での議論のまとめ

(1) 本 WG での主な意見

勧告での指摘を踏まえ、公訴時効期間の延長、時効停止の措置の導入の観点から、以下の意見が得られた。

① 公訴時効期間の延長について

- ・ 懲役刑の長期が 10 年に引き上げられるのであれば、それに伴い、結果的に公訴時効期間が 7 年に延長されることによって勧告に対応するという方針に違和感はない。
- ・ 日本企業の営業秘密が外国で侵害されたときに、外国での捜査が必要となることもあり得るところ、営業秘密侵害罪との整合性の観点で、外国公務員贈賄罪の懲役刑の長期も 10 年に引き上げて、結果的に公訴時効期間が 7 年に延長されることには賛成である。
- ・ 刑事法制全体の整合性の観点から、外国公務員贈賄罪の懲役刑の長期を引き上げることなく、刑訴法 250 条の例外として、公訴時効期間のみを延長することには反対である。

② 時効の停止措置について

- ・ 国外の要素を含む事案は他の法令にも存在するので、国外の捜査の困難性を理由に、外国公務員贈賄罪のみに公訴時効を停止する手段を導入するのは慎重であるべき。

(2) 制度的手当の方向性

以上の議論から、刑訴法 250 条の例外を設けることは適切でないが、仮に懲

役刑の長期が 10 年に引き上げられるならば、その結果として公訴時効期間が 7 年に延長となり勧告に対応することが可能である。

第5章 法人に対する適用管轄（国外犯処罰）の在り方

5. 1 現行制度に対する第4期審査における指摘

（1）現行制度

外国公務員贈賄罪は、日本国内において罪を犯した全ての者に適用される「属地主義」と、自国民が犯した犯罪については、日本国外であっても日本の法規を適用する「属人主義」¹⁰を採用している。さらに、法人両罰規定（不競法第22条第1項）により、贈賄の行為者自身に加えて、その法人に対しても罰金刑が科せられ得る。

したがって、日本国内において日本本社の従業員が贈賄を行った場合については、従業員の国籍によらず、両罰規定により日本本社も処罰され得る。また、日本本社の日本人従業員が海外で贈賄を行った場合については、両罰規定により日本本社も処罰され得る。

平成10年に不競法上に外国公務員贈賄罪が創設されて以降、日本法人が罰せられた事案は、把握している限りでは、令和4年5月時点で以下の2件であり、いずれも日本本社の社長や従業員らが関与している事案である。

表 11 日本法人が罰せられた事案（令和4年5月時点）

（出典）「外国公務員贈賄防止指針（令和3年5月改訂版）」を基に作成

	事件名	判決日	利益供与（約束）額	制裁等
1	ベトナム公務員に対する不正利益供与	2009/1 2009/3	60万米ドル（約7,980万円）、20万米ドル（約2,660万円） ※1ドルあたり133円換算とする。	被告人4名に対し、 日本に本店を置く株式会社の元社長 に懲役2年6月、 元取締役 に懲役2年、元ハノイ事務所長に懲役1年6月、 元常務 に懲役1年8月（それぞれ執行猶予3年）、 被告会社に7,000万円の罰金
2	インドネシア、ベトナム及びウズベキスタンにおける日本の円借款事業を巡る不正利益供与	2015/2	越：約7,000万円 尼：2,000万円相当 ウズベキスタン：5,477万円相当	被告人3名に対し、 日本に本店を置く株式会社の元社長 に懲役2年（執行猶予3年）、 元国際部長 に懲役3年（執行猶予4年）、 元経理担当取締役 に懲役2年6月（執行猶予3年）、 被告会社に9,000万円の罰金

（2）第4期審査における指摘と勧告内容

第4期審査報告書では、以下の点が指摘されている。

- ・ 第3期審査において、法人が外国公務員贈賄罪の国籍に基づく管轄に関する規定の適用を受けるかどうかをフォローアップすることを決定したところ、作業部会は、日本がこの勧告を部分的にしか実施していないことを明らかにした。

¹⁰ 不競法第21条第8項には、外国公務員贈賄罪が刑法第3条の例に従う旨の規定がある。

- ・ 日本は、日本国外で日本人ではない従業員やエージェントにより行われた贈賄に対し、日本企業を起訴する管轄権を有していない。このような場合、日本本社の従業員又は国外の日本人従業員との間で贈賄罪の共謀を証明できた場合には、日本は管轄権を確立することができる。
- ・ 贈賄がすべて海外で行われた場合、少なくとも 1 人の参加者が日本人である場合にのみ、法人に対する管轄権が確立されることを懸念しており、これは、日本の条約実施における大きな抜け穴である。

すなわち、第 4 期審査報告書では、日本本社の外国人従業員が海外で贈賄を行った場合、同社の日本人従業員との共謀が認められない場合（ケース①）や、日本人でなくても日本に所在する同社従業員との共謀が認められない場合（ケース②）は、同社を処罰することができないと整理されている。

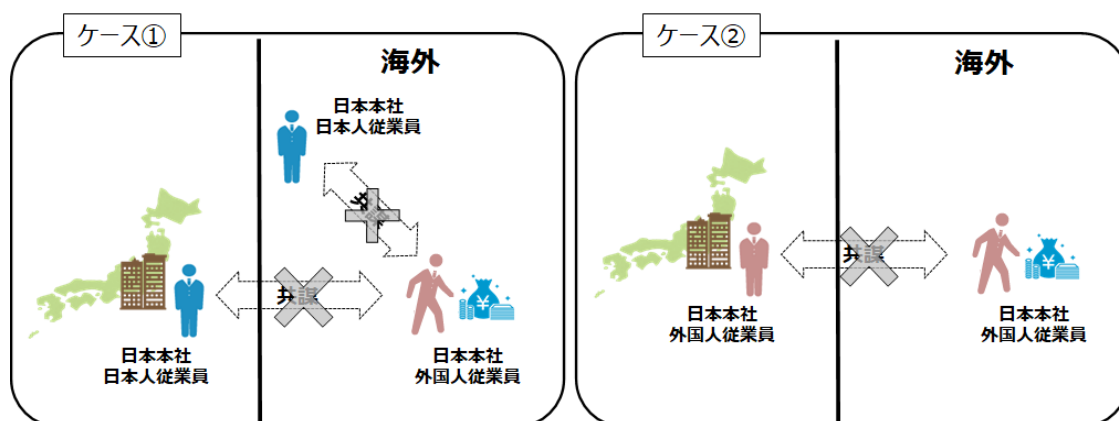


図 4 日本本社の外国人従業員が海外で贈賄を行った場合、同社を処罰できないケース

上記の指摘を踏まえ、第 4 期審査では、以下の優先勧告 14(b)¹¹を受けている。

勧告 14(b)：

(仮訳)

14. 法人の法的責任について、作業部会は日本に対して以下を勧告する。
- b. 海外で活動する日本企業による賄賂が日本人以外の従業員によって支払われた場合を含め、日本が外国公務員贈賄罪に対する国籍に基づく管轄権を有することを確保するため、日本が早急に法制を見直すこと。

¹¹ 勧告の原文は以下のとおり。

14. Regarding corporate liability, the Working Group recommend that Japan:

b. Urgently review its legislation to ensure that Japan has nationality jurisdiction over foreign bribery offences including when bribes by Japanese companies operating abroad are paid by non-Japanese employees.

本 WG では、当該勧告を契機に、我が国の刑事法制との整合性を踏まえつつ、法人に対する適用管轄（国外犯処罰）の在り方について検討した。

5. 2 本 WG での議論のまとめ

（1）本 WG での主な意見

① 法人に対する適用管轄を拡大するアプローチ

両罰規定を前提とした場合、外国人従業員の単独犯を処罰し得る規律を創設し、法人に対する適用管轄を拡大する方法が考えられるところ、以下の (a)、(b) のアプローチを検討した。

(a) 世界主義¹²や保護主義¹³を新たに導入して外国公務員贈賄罪の場所的適用範囲を拡充し、法人に対する適用管轄を拡大する。

(b) 不競法の営業秘密侵害罪の国外犯処罰¹⁴を参考に、「●条の罪は、日本国内に主たる事務所を有する法人の代表者、代理人、使用人、その他の従業者であって、その法人の業務に関し、日本国外において罪を犯した日本国民以外の者にも適用する」などといった規定を創設し、法人に対する適用管轄を拡大する。

法人に対する適用管轄の拡充に関する上記アプローチについて、以下の意見が得られた。

- ・ 海外市場における公平性を害するという外国公務員贈賄の特性を踏まえて、外国公務員贈賄罪の保護法益を再認識すると、必然的に場所的適用範囲を拡大するという要請が入ってくるので、その具体化として (b) のアプローチを検討する考え方が良いのではないか。
- ・ (b) のアプローチでは海外子会社という概念は出てこないが、海外子会社

¹² 交通、通信手段の発達によって犯罪が国際化するとともに、国際社会が共通に重大な犯罪と認めてそれぞれが処罰の必要性を認める犯罪については、いずれの国においても処罰を可能とし、犯人のアサイラム（避難場所）を失わせることが重要である。このような犯罪については、刑法の場所的適用範囲の面から、何人がどのような地域で犯したかを問わず、自国の処罰規定を適用することとするのが世界主義である（「大コンメンタール刑法第1巻」、1995年10月30日初版第3刷発行、63頁参照。）。

¹³ 保護主義も、世界主義と同様、何人によって行われたかを問わず、領域外の行為について自国の刑罰法規を適用するものであるが、その趣旨は自国の重大な利益を侵害する行為についてこれを保護することにある。刑法2条の規定がこれである（「大コンメンタール刑法第1巻」、1995年10月30日初版第3刷発行、63頁参照。）。

¹⁴ 不競法第21条第6項には、「…の罪は、日本国内において事業を行う営業秘密保有者の営業秘密について、日本国外においてこれらの罪を犯した者にも適用する。」という規定がある。

の従業員と親会社の従業員との間に共謀がある場合¹⁵や、親会社の従業員による教唆又は幫助がある場合¹⁶には、親会社の従業員も処罰され得る。米国では、親会社が子会社へのコントロールがある場合は、その子会社の行為の責任を負うとされており、これに際しては子会社の行為に対する認識 (knowledge) や指示 (direction) を含めて判断されるが、これと事実上同様の扱いとなり、(b) のアプローチで海外子会社に対する手当が抜けてしまうことはないのではないか。

- ・ 従業員を雇っているのが海外子会社か、日本の親会社かというのは重要な違い。日本の親会社の従業員との間での共謀が存在する場合や、日本の親会社の従業員が教唆又は幫助し海外子会社の従業員が実行行為を行った場合であれば、海外子会社の外国人従業員による贈賄行為でも親会社の法人責任を問うことができるので、今回日本法人の外国人従業員についてのみ処罰の対象を拡大し、海外子会社は対象外とするという整理に納得である。
- ・ (b) のアプローチについて、外国公務員贈賄罪の処罰というのは各国が協調して外国公務員贈賄を取り締まろうという観点から設けられているので、世界主義に親和的な要素があるのは確か。しかし、一般に「世界主義」とは、日本と関係がなくても、各国共通の法益を保護するために処罰することを指すところ、今回の改正で日本と全く関係の無い外国公務員贈賄行為まで処罰しようということではない。その意味では、世界主義ではない。

② その他の意見

日本国内に事務所を設けていない擬似外国会社¹⁷をカバーするため、例えば「日本で事業を行うことを主たる目的とする会社」という規定とすることや、日本で登記した外国会社を含める規定とすることが考えられる旨の意見も提示された。しかし、OECD からの勧告は、「Japanese companies」を対象としていることから、まずは日本企業 (Japanese companies) に対する適用管轄を拡大する方向性で検討することで一致した。

(2) 制度的手当の方向性

¹⁵ 海外子会社の従業員と日本の親会社の従業員が日本国内で共謀した場合、海外子会社の従業員による利益の供与が海外で行われていても、海外子会社の従業員 (日本人に限定されない) と日本の親会社の従業員に外国公務員贈賄罪が適用される場合があると解される。

¹⁶ 正犯 (海外子会社の従業員) の利益の供与が国外で行われた場合で、日本の親会社の従業員の教唆又は幫助が日本国内で行われたとき、海外子会社の日本人従業員と日本の親会社の従業員に外国公務員贈賄罪が適用される場合があると解される。

¹⁷ 日本に本店を置き、又は日本において事業を行うことを主たる目的とする外国会社 (会社法第 821 条)。

以上の議論から、日本法人の外国人従業員が国外で単独で贈賄を行った場合について、当該外国人従業員を処罰し得る規律を創設し、法人に対する適用管轄を拡大するために、

「●条の罪は、日本国内に主たる事務所を有する法人の代表者、代理人、使用人その他の従業者であって、その法人の業務に関し、日本国外において罪を犯した日本国民以外の者にも適用する」

などといった規定を創設する方向性が適切である。

また、規定の具体的な内容は、本 WG での議論を踏まえた政府内での検討を経て決定することが相当である。

第6章 その他の意見

(1) 減免制度の導入について

法定刑の引上げと併せて法人におけるコンプライアンス体制の構築状況を踏まえた刑事責任について減免制度の導入を希望する意見があった一方、コンプライアンスの実施体制について、罰則そのものに規定するのは非常に難しく、例えば、合意制度の運用の中でしっかり取り入れることが考えられるという意見があった。

(2) 外国公務員贈賄防止指針¹⁸の記載の充実について

外国公務員贈賄防止指針における法人の責任に関する記載について、以下の意見があった。

- ・ 企業の内部統制の整備のインセンティブとなるような、企業側の無過失が認められるようなケースを例示する記載を盛り込んでいただきたい。
- ・ 海外子会社の従業員には親会社の指揮命令が及ばないこともあるところ、海外子会社の従業員が贈賄したとき、どのような場合に日本の親会社に責任が及ぶかということについて明確化が必要である。また、海外支店・営業所の従業員が贈賄したときについても、どのような場合に日本の本社に責任が及ぶかということについて明確化が必要である。
- ・ 法定刑を引き上げると抑止力を高めることにつながるが、本当に重要なのは、いかに未然に防止するかという点であるので、企業の贈賄防止体制の構築に参考になるよう、指針の充実化が望まれる。

上記の意見を踏まえ、法改正による制度改正だけではなく、外国公務員贈賄防止指針の記載の充実も望まれるところ、合意制度を通じて刑事責任が軽減された事例の記載、及び法人が処罰された事例の記載等について、現行の内容に加えてさらなる拡充が可能か検討していくことが適切である。

(3) OECD 贈賄作業部会からの指摘について

本 WG における 4 つの優先勧告に関する検討状況について OECD 贈賄作業部会に対し定期的な報告が行われているところ、OECD 贈賄作業部会側からは、法人に対する制裁についての勧告 15(a) で選択肢として提示される「より高い罰金を科すことができる他の根拠（例えば贈賄額や取得した不法利益額）」の提供、及

¹⁸ 「外国公務員贈賄防止指針」（令和 3 年 5 月改訂版）

https://www.meti.go.jp/policy/external_economy/zouwai/pdf/GaikokukoumuinzouwaiBoushiShishin20210512.pdf

び公訴時効についての勧告 7(c)で選択肢として提示される「捜査の間公訴時効を停止する手段」の導入が望ましい旨の指摘があった。

この点については、本 WG では、罰金スライド制や公訴時効を停止する措置の導入についても検討が行われ、これらの制度の導入については現時点では慎重であるべきとの意見が大半であったところではあるが、これらの制度の導入の是非については、国内法との整合性のほか、法改正後の実際の事案の動向を注視する必要があるのではないか、との意見もあった。